

岬町犯罪被害者等見舞金



犯罪に遭われた町民の方に見舞金を支給します。

支給対象要件	警察署で被害届が受理された被害者で、岬町に住民登録がある方 ※やむを得ない理由（DV等）により住民登録がない町内居住者を含む。
対象となる犯罪事件	人の生命または身体を害する罪、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（殺人、傷害、放火、強制わいせつ等）

見舞金の種類	支給対象者	見舞金額
遺族見舞金	犯罪行為によってお亡くなりになられた町民の遺族の方 ※遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のうち、第1順位にあたる方	30万円 ※すでに重傷病見舞金を受給された場合は20万円
重傷病見舞金	犯罪行為によって次に掲げるいずれかの重傷病を負った町民の方 ・医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する傷害又は疾病 ・医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上労務に復することができない精神疾患	10万円

※次の事項に該当する場合など、見舞金を支給しない場合があります。

- ①犯罪を受けた町民と加害者との間に親族関係がある場合
- ②犯罪被害を受けた町民に責められるべき理由や落ち度、過失がある場合

申請方法

- ①岬町のホームページに掲載している所定の様式（PDF）を印刷の上、必要事項を記載し、必要書類を添付して、役場2階人権推進課に提出ください。（郵送可）
- ②書類審査、警察署への内容確認をさせていただき、結果通知書を郵送させていただきます。

申請期限

- 次のいずれかに該当する期間に限り、申請することができます。
- ①当該犯罪被害の発生を知った日から2年以内
 - ②当該犯罪による死亡・重傷病の被害が発生した日から7年以内

お問合せ・相談

犯罪被害者等相談窓口

岬町役場 人権推進課

電話：072-492-2773

受付：月～金（年末年始・休日を除く）午前9時～午後5時30分